

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年5月13日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和6年1月25日 午前6時頃 高山市城山99番地（市営城山墓地内）		
	事故の概要	積雪により倒れた樹木による墓石の破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（墓石等）	
	被害総額・市の過失割合	—	715,110円・100分の100	
	賠償金	—	715,110円	
	内 訳	保険金	—	715,110円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和6年3月29日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和6年2月27日 午後4時20分頃 高山市名田町2丁目108番地先（市道名田花里1号線）		
	事故の概要	側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（フロントバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	379,419円・100分の100	
	賠償金	—	379,419円	
	内 訳	保険金	—	379,419円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和6年4月23日 地方自治法第180条第1項			